

博士学位申請論文 内容の要旨

西南学院大学大学院法学研究科

西村優子

論文題目

不動産所在地の国際裁判管轄 – 2019年ハーグ判決条約における規律を中心に –

内容の要旨

2019年7月2日にハーグ国際私法会議において、「民事又は商事に関する外国判決の承認又は執行に関する条約」（以下、判決条約という）が採択された。この条約は2022年8月29日にEUとウクライナが同条約を批准したことにより2023年9月1日に発効に至った。判決条約は、国境を越える法律関係や紛争の解決を促進することを目的とし、間接管轄を基本的な要件として締約国間で財産事件における外国判決の承認執行の枠組みを規律する。同条約は簡便・迅速な外国判決の承認執行に寄与することから、経済活動がグローバルに拡張を続ける昨今、日本における批准の検討は喫緊の課題の1つである。

本論文の目的は、判決条約における不動産所在地に定められた間接管轄が、日本の間接管轄と比較してどのような相違があり、それが日本の判決条約批准の際にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることである。すなわち、条約の不動産所在地に管轄を定める規定を日本で適用するにあたって表出する相違を明確にし、それが現行民訴法の変更をもたらすほど大きなものであるか否かを検討することである。判決条約は承認執行の要件である間接管轄として不動産に関する物権的請求に専属管轄を定めている。専属管轄は公益上の理由から特定の裁判所にのみ管轄を定め、かつそれ以外の裁判所で下された判決は承認執行を禁止するという強い拘束力を有する。これに対して日本の間接管轄では、登記請求を除く不動産に関する物権的請求に任意管轄を認める。このように判決条約と日本法を比較すると不動産所在地に間接管轄を認める事項に大きな相違がある。この相違は日本が条約を批准することを考慮する際、大きな妨げとなる可能性がある。そこで、本論文では判決条約の専属管轄を含む不動産所在地の管轄が日本の間接管轄と比較してどのように相違し、条約の適用を考える際にその相違がどのような影響を及ぼすかを明らかにし、この影響が大きな妨げとまではならないことを提示する。

本論文は、第1章で不動産所在地の管轄を定める規定の沿革を辿り、第2章と第3章で日本の民訴法と判決条約の関係する各条項の内容を具体的に明らかにする。第4章では判決条約の専属管轄を定める条項の解釈をさらに探求するために、類似した条項を判断する欧州司法裁判所の判決を検証する。最後に第1章から第4章を前提に第5章で考察を行

う。

第1章では欧州主要国の国内土地管轄や国際裁判管轄として不動産所在地を定める管轄の沿革や特徴が示される。不動産をめぐる請求、特に不動産に関する物権的請求に不動産所在地に管轄が定められ、専属管轄とされることが多い。不動産所在地に専属管轄を定める理由は、立法管轄と司法管轄の一致、近接性、執行の便宜にある。

日本の民訴法は第2章で示すように明治時代において19世紀のドイツの民訴法の模倣から始まる。当初は不動産所在地管轄に専属管轄が定められていたが、大正民訴法において任意管轄へ変更され、現在の日本の民訴法はそれを引き継ぐ。そのため、民訴法は不動産所在地管轄について欧州主要国の民訴法とその定め方が同一ではなく、物権的請求と債権的請求の区別がなされていない点に特徴がある。民訴法における不動産所在地管轄を定める条項は不動産をめぐる請求を任意管轄とし、そのうちの登記請求を専属管轄とする。

第3章で提示する判決条約は、間接管轄を外国判決承認執行の基本的要件とする。判決条約における不動産所在地管轄を定める条項は、主に不動産に関する賃貸借契約を任意管轄、不動産に関する物権的請求を唯一の専属管轄とする。ここでは、不動産に関する登記請求に関しても物権的請求と債権的請求が区別される。この条約の専属管轄の範囲は、他国で承認執行されない判決を線引きする上で重要である。

第4章では、判決条約の専属管轄を定める条項の適用範囲を把握するために、これに類似する条項を判断する欧州司法裁判所の判決を検証する。欧州司法裁判所では、不動産に関する物権的請求の解釈は、①不動産の範囲、内容、所有権もしくは占有、又はそれに係る他の物権の存在の決定を求める訴訟、及び、不動産物権者の権利に付着する諸権限の保護をその者に与えることを求める訴訟であること、②訴訟は物権に基礎を置かなければならず、債権に基礎を置くものであってはならないこと、③対象となる物権は対世的な権利でなければならないことを基準になされる。この基準は判決条約における条約解説報告書のものと同様である。検証の結果、基準①の後半部分が重要である点、この請求に該当するものは不動産に関する物権が登記されている点、不動産に関する物権的請求の該当性は厳格に解釈されなければならない点が明らかになった。

第5章では、第1に、不動産所在地に管轄を定められた判決条約と日本法における間接管轄の相違を検討する。この相違は複雑に見えるが、その要因は、不動産をめぐる請求の管轄について判決条約が物権的請求と債権的請求を区別して規定するのに対し、日本法がこの区別を行わないで規定することにある。

第2に、判決条約の不動産所在地に管轄を定める条項の適用が日本の間接管轄へ与える影響を検討する。影響が生じるのは、主に不動産をめぐる請求についての管轄を定める条項において判決条約と日本法で適用範囲が重ならない部分についてである。まず、判決条約5条1項h号や5条3項を適用すると、不動産賃貸借契約に基づく賃料支払請求や費用償還請求の管轄について転貸借という特定の場合ではあるが判決条約と日本法に齟齬が生じる。このような請求に判決条約5条1項の他の管轄原因が認められない場合で、民訴法

の他の管轄原因が認められない場合、日本法にはない間接管轄を認めることになる。次に、条約5条1項i号に関しては、適用してもその前後で変化はなく日本への影響はないと考える。また、判決条約6条を適用すると、不動産に関する登記請求以外の物権的請求を判断する判決について同条に反する外国判決の承認執行を拒否しなければならないという変化が生じるという影響がある。しかし、他国の判決についてのこの影響は日本にとって大きな不都合ではないと考える。したがって、専属管轄を含む不動産所在地の管轄を定める判決条約の条項による日本の間接管轄への影響は多大ではないと考える。

第3に、まず、判決条約6条による日本の直接管轄への影響を検討する。これは、外国における日本判決の承認執行が認められるか否かという問題である。日本の民訴法3条の3第11号「不動産に関する訴え」が任意管轄であることから、外国不動産に関する物権的請求に日本の管轄が認められる場合がある。このような日本判決は判決条約6条のもとでは外国で承認執行されない。判決条約6条の影響を受けない場合と受ける場合を具体的に検討した結果、判決条約6条の範囲が厳格に解釈されるであろうこと、また不動産をめぐる請求は不動産所在地で提起されることが一般的であることから、判決条約6条による外国における日本判決が承認執行されないという影響は大きくはないと考えられる。次に、条約6条は外国における日本判決の承認執行の可否に関わることから、日本の民訴法3条の9の特別の事情の判断にも影響を与えうる点も指摘する。判決条約6条の適用により、日本判決が外国で承認執行されない場合も想定されるところ、これが特別の事情において考慮されうるからである。

第4に、判決条約を批准する際に、判決条約6条に合わせて民訴法3条の3第11号「不動産に関する訴え」のうち不動産に関する物権的請求を任意管轄から専属管轄へと変更すべきか否かを検討する。これについて専属管轄とすべきとする見解があるが、判決条約批准における専属管轄の影響は大きなものとはいえず、これに合わせることのみをもって民訴法を専属管轄へ変更する必要まではないと考える。

本論文では、日本が外国判決を承認執行する場面や外国において日本判決が承認執行される場面において、判決条約における専属管轄を含む不動産所在地の管轄を定める条項は、専属管轄の強い拘束力を勘案しても、日本が判決条約を批准することを考慮する際に大きな妨げにはならないと結論する。また、この結論をもって、不動産に関する物権的請求に専属管轄を定める判決条約6条の影響は、日本の民訴法3条の3第11号の適用範囲内にある不動産に関する物権的請求を専属管轄へ変更するほどの大きなものではないと考える。